

メディカルメッセ 2026 出展および商談規定

1. 出展の申込と契約の成立について

- (1) 出展申込フォームに必要事項をご入力の上、お申込み下さい。出展の申し込みは、1社あたり1申し込みとなります。
- (2) 事務局からの出展承認メールの返信を以て、出展契約の成立とさせていただきます。
※出展申込事項、契約成立に係るメール文面等は必ずプリントアウトする等、貴社控えを保管して下さい。
- (3) 出展申込に著しい瑕疵がある場合や、出展内容が本展示会の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合等、主催者は出展受付をお断りまたは取り消すことができます。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

(出展申込開始日) 2025年 9月 5日 (金)

(出展申込締切日) 2025年 11月 28日 (金)

2. 出展契約成立後の出展取消し

出展契約成立後の出展の取消しは、出展者が書面により主催者へ通知し、主催者においてこれを了承しない限り認めないものとします。主催者が出展者の出展の取消しを了承した場合には、出展者は下記の通りのキャンセル料を支払うものとします。

【キャンセル料】

出展申込締切日から展示会開催日の1か月前(2026年2月16日(月))まで
…出展料の50%
2026年2月17日(火)以降…出展料の全額

3. 出展契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、事前に催告または通知することなく出展契約を解除することができるものとします。

- ・出展料の全部または一部を支払わないとき。
- ・手形または小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあったとき。
- ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき。
- ・出展者が自らまたは第三者を利用して、理由の如何に関わらず、長時間の電話または同様の過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要、威嚇、脅迫をもって、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。

4. 出展料金等の納付

出展申込内容について主催者が承認した後、請求書を送付いたします。主催者指定の銀行口座へ支払期限までに振り込みをお願いいたします。期日までに入金を確認できない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。また、出展料のお支払い、主催者からの返金時の振込手数料は出展者をご負担下さい。

5. 管理保全

主催者は管理者として注意を持って本展示会の管理・運営にあたります。ただし、各出展コンテンツの管理は出展者が自己の責任と費用負担において行って下さい。また、主催者

は出展コンテンツの盗難、紛失、損傷、火災または、その他天災地変等を原因とする出展コンテンツの損害に対しての一切の責任を負わないものとします。

6. 出展における商取引について

開催期間中に出展者、来場者およびその他の間で発生する商取引に係る責任は当事者間に帰するものであり、主催者はこれに関与しないものとします。

7. 損害賠償

出展者およびその代理人が他の出展者の出展ブース・小間、主催者の運営設備等に損害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとし、主催者は責任を負わないものとします。

本展示会に関する損害賠償等については、必要に応じて保険をかける等適切な対策をお願いいたします。

8. 展示会の中止

主催者は天災等の不可抗力により、展示会開催が困難と判断した場合、展示会開催を延期または中止することがあります。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。

※既納の出展料の他、出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。

9. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣および商談等に関するトラブルについて、主催者は一切の責任を負わないものとします。特許、特別なノウハウ等についての知的財産権の保護は出展者の責任において対応するものとします。

※展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立てまたはその他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

10. 個人情報の取扱について

- (1) 出展者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および、該当法令を順守し、適法かつ適切な取得を行って下さい。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用して下さい。特に、第三者へ提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体（提供元）から同意を取得して下さい。
- (2) 主催者が出展者から取得した個人情報は、本展示会の目的のみに利用し、第三者へ提供することはございません。なお、主催者が指定する各協力会社から出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を各協力会社に開示する場合があります。

11. 法令および規定等の順守

出展者または代理人は、法令および主催者が定める一連の規約（出展規定、出展マニュアル等）を出展契約の一部とし、これを順守するものとします。法令もしくは規約に従わない場合、または主催者の指導もしくは申入れに従わない場合には、主催者は理由の如何に関わらず、当該出展について拒否または取消すことができるものとします。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

12. 運営への協力

出展者は、主催者、来場者および他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。

13. その他

- (1) 主催者は展示会を円滑に運営するため、各種規則等の設定および修正を行うことができます。また、本規約に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。
- (2) 主催者の定める本出展規定または出展の手引き等に定めのない事項については、主催者に適切に確認し、その回答または要請等に従うものとします。

14. 小間位置の決定

事務局は、出展者の業種、出品物の種別、小間形状、出展申込書の受理順、会場の構成などを勘案の上、小間の割り当てを行い出展者に連絡いたします。また、入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間の割り当てを変更する場合があります。出展者は、小間の割り当ておよびその変更に対する異議申し立てならびに賠償責任等を問うことはできません。

15. 小間の転貸等の禁止

出展者は、自らの小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

16. 会場内の行為の制限

出展者は主催者の承諾なしに、通路、休憩所など自らの出展スペース以外での展示・宣伝を行うことはできません。出展物の実演等は自由ですが、来場者や他の展示者に迷惑をあたえるような、音、光、熱、臭気を伴うもの、または危険と認められるものは実演できません。

17. 出品物の搬入・搬出と設置の施工・撤去

搬入・設置 2026年3月16日(月) (開会前 10:30-13:00)

搬出・撤去 2026年3月17日(火) (閉会后 17:00-18:00)

※上記時間は予定であり、今後変更となる可能性がございます。

18. 消防・安全

出展者は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

19. 商談会への参加資格について

- (1) 本規約をご承諾いただいた方
- (2) 商取引においてトラブル等問題をおこす恐れのない方
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反しない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員、若しくは関係者でない方
- (5) 宗教活動、政治活動に利用しない方

20. エントリー(参加申込)について

- (1) エントリーは、1企業あたり1エントリーとします。
- (2) エントリーの際に記載された情報は本事業の運営のために利用する他、主催者が実施する各種事業の企画・案内・情報提供に利用することがあります。

21. 商談申込・回答について

- (1) エントリー企業は、商談の申込みができると同時に、他社からの商談申込の対象となります。実際に商談を受けるかどうかは、エントリー企業自身の判断となります。
- (2) エントリー企業との面談は、商談の申込みをいただいてもご希望に沿えない場合があります。

2.2. 商談について

個別の商談内容および本事業をきっかけに発生した当事者間の紛争に、主催者は一切責任を負いかねます。

2.3. 商談申込み・回答後のキャンセルについて

商談申込み・回答後のキャンセルや当日欠席、遅刻、途中退場等は相手先の企業に多大なご迷惑をおかけすることになりますので、次回以降の参加をお断りすることがあります。

2.4. 参加の拒否について

エントリー企業が次の(1)～(3)のいずれかに該当すると判断した場合、主催者は参加をお断りする場合があります。

- (1) ご利用規約等に記載された規則に違反した場合
- (2) 事業内容等が本商談会に不適切、または社会正義に反するものである場合
- (3) 信用状況の悪化または法令違反により処罰を受けたこと等により、本商談会への参加が不適切であると判断した場合

2.5. 免責事項について

- (1) 本事業の参加に起因して、参加企業と他の参加企業又は第三者との間で紛争が発生した場合には、当該参加企業が責任と費用をもって解決するものとし、主催者がいかなる責任も負わないものとします。
- (2) 主催者は、エントリー企業が本事業の参加によって、他のエントリー企業や第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
- (3) 主催者は、エントリー企業が本事業を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
- (4) 主催者、エントリー企業や同企業に所属する個人又は第三者の管理不十分によるID・パスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (5) 主催者は、緊急事態等不測の事態が生じ、本事業が行えなくなった場合、その一切の責任を負わないものとします。

2.6. 損害賠償の請求について

エントリー企業又は第三者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本事業を利用することにより、主催者に損害を与えた場合、主催者は該当企業又は個人に対して、相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行うことができることとします。

附 則 本規約は、令和7年9月5日（金）から施行します。

以上